

## 浄化槽工事業登録申請書の記入要領

### <表面>

- ① 浄化槽工事業の登録を受けるには、この「浄化槽工事業登録申請書（様式第1号）」のほか、誓約書（様式第2号）以下の添付書類を添えて都道府県知事に提出しなければなりません。
- ② 登録の申請をするときは、法第24号第1項各号の欠格要件に該当しないことが必要です。
- ③ ※のある欄は、記載の必要はありません。
- ⑤ 「新規・更新」については、いずれか不要のものを必ず消すこと。
- ⑥ 日付については、元号により記載すること。
- ⑦ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は商号又は名称、代表者の氏名を記載し、申請者が個人である場合は商号又は名称及び氏名を記載すること。
- ⑧ 「氏名又は名称」の欄には、申請者が法人である場合は商号又は名称を、申請者が個人である場合は商号、名称又は氏名を記載すること。
- ⑨ 「知事」の欄には、登録申請をしようとする都道府県名を必ず記載すること。
- ⑩ 「役員の氏名及び役名」の欄の「業務を執行する社員」とは合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員を、「取締役」とは株式会社又は有限会社の取締役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合の理事等といい、監査役、監事、有限責任社員及び事務局長等は本欄の役員に含まれないので記載しないこと。また、申請者が個人の場合には記載の必要はありません。
- ⑪ 「申請時において既に受けている登録」の欄は、更新の登録の申請の際にその都道府県知事において既に受けている従前の浄化槽工事業の登録について記入すること。したがって、新規の登録の場合は、記載の必要はありません。

### <裏面>

- ⑫ 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載すること。
- ⑬ 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、登録を既に受けているもの及び登録を申請しようとしているものについて記載すること。後者の場合は登録申請しようとしている都道府県名のみ記載すれば足り、登録番号の記載は必要ありません。